に付、或時御乘物の拜領の直物語を可承候と存、相尋所に、篤と咄不被聞候に付、重て松平安藝守殿方へ一家振舞の節、勝手座敷に越中守殿と我等兩人罷在候に付、幸ひと存、御乘物拜領の時の首尾を尋候へば、越中守殿被聞、其元には、日外も此義を御申候、總て乘物の棒を黑塗に致候と有之義は、法中抔の義は格別、武家方にては決て不罷成義に候處に、我等乘物の棒を黑く申付て乘りあるき候には、定て不苦子細抔も有之候やと、御推量にて事濟可申との返答に付、其後は尋も不致、然らば今時世上に於て、とやかくと風說致候は、皆以て推量沙汰とより外には不被存候、因幡守殿、各へ御申候と也、右にも申阿部豐後守、未だ微官少祿の節、御一字拜領、越中守殿へ黑ぬりの棒の乘物御免抔と有之義は、外にたぐひも無之儀に候へば、其節御懇意の次第を外へ演說不被致とあるは、尤至極の義共可申也、

〔老人雜話上〕老人（江村專齋）幼なかりし時、延壽院玄朔は已に壯年にて、故道三（曲直瀨）の世嗣として、洛中醫師の上首也、人々敬慕す、（中略）玄朔盛んに療治はやりて方々招待す、その時は肩輿（一本作乘物）と云物なくて、大なる朱傘を指掛させ、高木履にて杖をつき、何方へも步行す、人々羨ことにて有しとぞ、

〔玄桐筆記後篇〕一御在江戸にては、（德川光圀）御格式ある事なれば、御出ごとに皆御輿に被召ぬ、御隱居被遊ても、御輿にて御出ありしに、いつの時分か、御家中若者ども、江戸上下駕籠にのり候由被聞召及、武士たる者は、馬によく乘らでかなはぬ事なれば、折節に付て心がけべき事なり、幸江戸上下、好き稽古なり、まして若く壯なる者の駕籠に乘る事、近頃似合はざる事なりとて、以の外御不興なりし、それより後は、御身を以て敎示されんとや思召けん、御裝束にて瑞龍へ御參詣の時ばかりは御輿に被召て、其外は遠近雨晴寒暑の差別なく、御出ごとに必ず御馬なり、

〔新著聞集一忠孝〕檳榔門外